

議 事 録

令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午後 1 時からアオッサ 6 階福井市地域交流プラザ研修室 6 0 1 B C において 2 月定例会が開催された。

○ 議事

1 審議事項

議案番号	議案名	議決結果
第 7 5 号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第 7 6 号議案	農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について	〃
第 7 7 号議案	農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について	〃
第 7 8 号議案	現況証明について	〃
第 7 9 号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第 8 0 号議案	農地・非農地判断について	〃
第 8 1 号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃
第 8 2 号議案	農業経営基盤の強化の促進に関する計画の策定に係る意見聴取について	〃
第 8 3 号議案	農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更に関する事務処理規程の制定について	〃

2 報告事項

報告番号	報告名
第 7 3 号報告	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約の通知の確認について
第 7 4 号報告	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消の確認について
第 7 5 号報告	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の確認について
第 7 6 号報告	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の確認について
第 7 7 号報告	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の取り消しの確認について
第 7 8 号報告	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の確認について
第 7 9 号報告	現況証明の確認について
第 8 0 号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第 8 1 号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る 3 年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第 8 2 号報告	農地等の贈与税の納税猶予に係る 3 年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第 8 3 号報告	農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの結果について

3 その他

○出席委員 30名

1番	清水	江梨華	
3番	寺井	重治	
4番	伊藤	義明	
5番	松田	三代	
6番	前川	雅彦	
7番	小寺	辰夫	(会長)
8番	齊藤	和栄	
9番	藤田	佳光	
10番	内田	一朗	
11番	小川	喜久子	
12番	岩佐	實代	
13番	荒川	幸洋	
14番	東藤	美智子	
16番	北川	健	(会長職務代理者)
18番	中川	洋一	
19番	池田	敏雄	
20番	志野	佑介	
21番	村嶋	哲郎	
22番	吉岡	晶美	
23番	西岡	得雄	
24番	杉本	英夫	
25番	鈴木	謹一	
26番	豊岡	敏広	
27番	辻	邦晴	
28番	平元	理	
29番	堀内	浩徳	
30番	野路	直美	(参与)
32番	山田	正則	
33番	廣部	厚	(参与)
35番	田村	洋子	

○欠席委員 3名

2番	渡邊	源治
15番	前川	秀人
17番	伊川	憲邦

○事務局出席職員

農政企画課

主 査	安 井 綾 子
主 査	中 村 麻由美

農業委員会事務局

局 長	竹 澤 克 敏
局 次 長	加 藤 雅 和
課長補佐	山 田 泰 之
主 幹	土 田 智 大
副 主 幹	三 木 真 人
主 査	宮 崎 紗 代
主 査	前 田 大 貴
主 事	伊 東 優 子

開 会 午後 1 時

議 長
(7 番
小寺 辰夫
会長)

それでは、ただ今から 2 月の定例会を開催いたします。
なお、渡邊委員、前川秀人委員、伊川委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第 18 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 13 番、荒川委員、18 番、中川委員、ご両名よろしく願います。
それでは、議事に入ります。
第 75 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政企画課

(説 明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第 75 号議案中、新規の 3 番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号 9 番、藤田委員には審議終了まで退席をお願いします。

《藤田委員 退席》

議 長

それでは、第 75 号議案中、新規の 3 番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 75 号議案中、新規の 3 番の案件について、異議がない旨 回答すること
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
藤田委員に入場をお願いします。

《藤田委員 入場》

議 長

藤田委員に報告します。

第 7 5 号議案中、新規の 3 番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に第 7 5 号議案中、新規の 9 番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号 2 3 番、西岡委員には審議終了まで退席をお願いします。

《西岡委員 退席》

議 長

それでは、第 7 5 号議案中、新規の 9 番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 7 5 号議案中、新規の 9 番の案件について、異議がない旨 回答すること
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
西岡委員に入場をお願いします。

《西岡委員 入場》

議 長

西岡委員に報告します。

第 7 5 号議案中、新規の 9 番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、第 7 5 号議案中、新規の 1 番、2 番、4 番から 8 番及び再転貸の 1 番から 4 番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 7 5 号議案に対し、異議がない旨 回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 76 号議案 農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第 76 号議案中、10 番の案件につき
ましては、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限に該当しますの
で、委員番号 9 番、藤田委員には審議終了まで退席をお願いします。

《藤田委員 退席》

議 長

それでは、第 76 号議案中、10 番の案件について、ご意見、ご質疑等はござ
いませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 76 号議案中、10 番の案件について、原案のとおり許可することにご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
藤田委員に入場をお願いします。

《藤田委員 入場》

議 長

藤田委員に報告します。
第 76 号議案中、10 番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしまし
た。
次に、第 76 号議案中、1 番から 9 番及び 11 番から 14 番の案件について、
ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第76号議案中、1番から9番及び11番から14番の案件について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第77号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました村嶋委員から報告をお願いします。

22番
村嶋 哲郎
委員

第77号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、2月18日(火)、調査委員は私と北川会長職務代理者、地区担当委員2名と事務局3名の計7名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議 長

それでは、第77号議案について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第77号議案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第77号議案中、3番については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、また、第77号議案中、1番から3番については、開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第78号議案「現況証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(説 明)

議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました村嶋委員から報告をお願いします。
2 2 番 村嶋 哲郎 委員	第 7 8 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は 2 月 1 8 日、私と北川会長職務代理者、地区担当委員 3 名、事務局 3 名の合計 8 名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 （特に声なし）
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 7 8 号議案について、原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 7 9 号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	（説 明）
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を北川会長職務代理者から報告をお願いします。
1 6 番 北川 健 会長職務代 理者	第 7 9 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は 2 月 1 8 日、私と当番委員である村嶋委員、地区担当委員 2 名、事務局 3 名の合計 7 名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。 また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 7 9 号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 8 0 号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(説 明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を北川会長職務代理者から報告をお願いします。
1 6 番 北川 健 会長職務代 理者	第 8 0 号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。 調査日は 2 月 1 8 日、私と当番委員である村嶋委員、地区担当委員 2 名、事務局 3 名の合計 7 名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれも杉などの樹木が繁茂(はんもう)して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われま
議 長	以上でございます。
議 長	それでは、第 8 0 号議案について、ご意見、ご質疑等はありませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 8 0 号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 8 1 号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(説 明)
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 8 1 号議案を原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 8 2 号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する計画の策定に係る意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
農政企画課	(説 明)
議 長	ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。
1 9 番 池田 敏雄 委員	地域計画での地域割は、何を基準に設定しているのですか。地域計画での地域割は、人・農地プランと一緒にいう理解でいいですか。また、今後、変更することはありませんか。
農政企画課	基本的に地域割は集落単位ですが、集落単位で難しい場合はまとめています。人・農地プランも基本集落単位ですが、区域を大きく設定している地域もあり、地域計画も人・農地プランの地区割を踏襲しています。 地区割の変更は可能であり、今後もあると思いますが、地区割の変更にあたっては、補助事業への影響を確認したうえで変更した方がいいと思います。
議 長	他にございませんか。 (特に声なし)
議 長	他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 8 2 号議案を、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 8 3 号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更に
関する事務処理規程の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求め
ます。

事務局

(説 明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 8 3 号議案を、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件で
ございます。

それでは、第 7 3 号報告ないし第 8 3 号報告を、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 7 3 号報告ないし第 8 3 号報告 説明)

報告事項は以上です。

よろしくご確認くださいますようお願いいたします。

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局職員

(今後の日程について説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、会長職務代理者よりお願いします。

1 6 番

北川 健
会長職務代
理者

本日の定例会は、第 7 5 号議案から第 8 3 議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。

また、第 7 3 号報告から第 8 3 号報告まで全て確認をさせていただきました。
以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、2 月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 1 0 分